

令和 9 年度 講師制度の概要（大阪府教育委員会）

大阪府内の公立学校（注）において、講師（常勤・非常勤）として勤務を希望する方の登録を受け付けています。なお、講師は欠員が生じた場合に必要に応じて採用します。

（注）①市町村立小学校、中学校及び義務教育学校〔大阪市立・堺市立学校及び豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の市立・町立学校を除く〕、大阪府立中学校（水都国際中学校を除く）、②大阪府立高等学校（水都国際高等学校を除く）、東大阪市立日新高等学校、岸和田市立産業高等学校（全日制・定時制）、③大阪府立支援学校。以下同じ。

登録できる方

次の（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ、（４）～（６）に該当しない方
（各法令の条文については別紙参照）

（１）登録時点で有効な教育職員免許状を有する方

※令和 4 年 7 月 1 日をもって教員免許更新制が解消されました。免許状失効状態の方も再授与申請を行うことで有効期限のない免許状を取得することができます。（詳しくは 7 ページをご覧ください。）

（２）令和 9 年 4 月 1 日までに教員免許状取得見込みの方

（３）中学校教員免許状を有する方で小学校での勤務を希望する方（登録には一定の要件があります。）

（４）地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条に該当する者

※ 1 学校教育法第 9 条第一号の「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、次の方も含まれます。

①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者

②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく 10 年を経過するまでの間の期間にある者

※ 2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※ 1 と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

（５）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

（６）令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者である者

大阪府公立学校教員として従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、大阪府公立学校教員として従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、登録・採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、あらかじめ、登録・採用選考過程において、申込書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

また、採用選考後、採用予定者から国に対して、戸籍等の提出を行う必要があります。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合又は戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合は、大阪府公立学校教員として従事することはできません。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙から参照条文をご参照ください。

勤務条件等についての概要

【常勤講師等（臨時的任用・任期付採用）】

令和8年10月1日時点（今後変更される場合があります。）

業務内容	常勤講師（養護助教諭を含む）
任用形態	期間の定めあり（欠員が生じた場合に必要に応じて採用します。）
条件付採用期間	【臨時的任用】 条件付採用期間なし 【任期付採用】 条件付採用期間あり（1年（養護助教諭は6月））
勤務地	大阪府内の公立学校
給与	- 基本給与（給料＋教職調整額＋地域手当＋義務教育等教員特別手当） 大学新卒(4年制) 約 312,000 円 短大新卒(2年制) 約 287,000 円 ※経歴その他に応じて一定の基準により加算（ただし、加算の対象となるのは55歳の経歴までとなります。） - 昇給 なし ※任用の都度、給料月額が決定されます（一会計年度内において更新する場合を除く。）
	諸手当 扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、教員特殊業務手当等の諸手当をそれぞれの条件に応じて支給。 ※扶養、住居手当は、月の初日に要件を満たしている場合に限りその月の手当を支給。ただし、任用期間満了日が月の初日の場合は、その月にかかる手当は支給されません。通勤手当については、任用期間に応じて支給されます。 ※扶養、住居、通勤手当は届出をしないと支給されませんので事実が生じた場合は、直ちに届出を行ってください。（任用期間が引き続かない場合は、改めての届出が必要です。） ※教員特殊業務手当（修学旅行等の泊を伴う行事の引率指導や土日等における部活動指導等に係る手当）は、実績があった翌月に支給されます。 ※期末手当、勤勉手当は基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職した場合に在職期間に応じた額が支給されます。
	退職手当 引き続き6月以上の期間を勤務した場合は、一般の退職手当が支給されます。 前の任用から1日の空白もなく新たな任用が引き続く場合は在職期間として通算し、最後の退職の際に支給します。
支払日	基本給与・諸手当 月の1日から末日までの期間について、17日（その日が土曜日に当たるときは16日、日曜日又は休日に当たるときは18日（その日が休日に当たるときは15日））に、その月の月額が支給されます。
	退職手当 一般の退職手当の支払いは、原則として、退職日から1月以内に支給されます。
勤務時間 休暇等	勤務時間 週当たり 38 時間 45 分 （月～金：勤務日、土・日：週休日、祝日・12/29～1/3：休日） 昼間に授業を行う学校又は課程： 8 時 30 分から 17 時 00 分（休憩時間 45 分：11 時 00 分から 14 時 00 分までの間に置く） 夜間に授業を行う学校又は課程： 13 時 15 分から 21 時 45 分（休憩時間 45 分：14 時 00 分から 17 時 45 分までの間に置く） ※基本的な勤務時間の割振りであり、学校により異なる場合があります。
	時間外勤務あり ※職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条に該当する場合に限る。
	休暇 1 年次有給休暇 ○ 任用の期間に応じて付与 ○ 任用期間が1年につき 20 日の割合で付与し、任用期間が1年に満たない場合は、その期間により按分。 ○ 時間単位年休 有 2 その他の休暇 ○ 有給（災害、ドナー、服喪、結婚、妊娠障害、産前産後、夏期休暇等） ○ 無給（介護休暇等） ※ 詳細は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 12 条～第 18 条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第 8 条～第 10 条、第 12 条、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等を参照。

保 険 等	・雇用保険 任用期間が 31 日以上 6 月未満の方のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない方は適用となります。 なお、「職員の退職手当に関する条例」に定める「失業者の退職手当（※雇用保険の失業給付に相当する職員の退職手当に関する条例上の制度）」については、引き続き勤続期間が 12 月以上（65 歳以上で退職する者は 6 月以上）で一定の要件を満たす場合に対象になります。
	・健康保険及び年金制度 健康保険制度については、任用の日から公立学校共済組合の組合員となります(※)。公立学校共済組合では、公立学校の教職員及びその被扶養者を対象に、短期給付（病気、ケガ等への医療給付等）や人間ドックなどの保健事業等を行っています。 (※)任用の前日まで任意継続制度に加入していた場合は、任意継続組合員の退会手続きが必要となります。退会手続きは、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。また、任用期間終了後に公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員となるには、組合員期間(任意継続組合員であった期間は含みません)が 1 年と 1 日以上継続している必要があります。加入要件等については、下記のホームページよりご確認ください。 公立学校共済組合大阪支部の HP (https://www.kouritu.or.jp/osaka/tetsuduki/kyosai/nini/kanyu/index.html) なお、年金制度については、採用形態により加入する制度が異なります。 【臨時的任用の場合】一般厚生年金（日本年金機構）に加入 〔年金受給の注意事項〕：老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。 【任期付採用の場合】公務員厚生年金（公立学校共済組合）に加入 〔年金受給の注意事項〕：(1)経過的職域加算額（共済年金）、退職等年金給付（年金払い退職給付）は全額支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、職域年金部分が全額支給停止となります。 (2)老齢厚生年金については、給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。年金一元化前の「退職共済年金」の受給者は、厚生年金部分が給与に応じて一部又は全部が支給停止となります。
	・児童手当 任期付講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険及び年金制度について適用の場合は、大阪府から支給します。ただし、任用後 15 日以内に手続きが必要です。 講師や臨時講師等の任用により、公立学校共済組合の健康保険に加入、年金制度について一般厚生年金（日本年金機構）適用の場合は、市町村での支給となります。既に市町村から支給されている者が講師や臨時講師等に任用された場合は引続き市町村での支給となりますので、手続は不要です。 詳細は大阪府教育庁学校総務サービス課にお問い合わせください。 06-6941-0351（代表）内線：3417（府立学校）内線：5465（市町村立学校）
	・介護保険 40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険第 2 号被保険者となりますので、介護掛金の徴収があります。
	・災害補償 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによります。
服 務	・福利厚生制度（注：加入要件あり） 任用期間が継続して 12 月を超える場合は、13 月目から大阪府教職員互助組合の会員となります（ただし、60 歳に達した年度の末日まで）。詳細は大阪府教職員互助組合へお問い合わせください。 06-6762-7361
	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業への従事等の制限等）が適用されます。
任命権者	大阪府教育委員会

【非常勤講師（会計年度任用職員）】

令和8年10月1日時点（今後変更される場合があります。）

業務内容	教科の授業（付随する準備や評価を含みます。）																
任用形態	期間の定めあり （欠員が生じた場合に必要に応じて採用し、担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。）																
条件付採用期間	条件付採用期間あり（1月）																
勤務地	大阪府内の公立学校																
報酬等	報酬	授業1時間（授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分）につき右表のとおり額を支給します。	授業1時間		報酬額												
			55分未満+前後各5分		3,110円												
			55分以上60分未満+前後各5分		3,420円												
			60分以上65分未満+前後各5分		3,730円												
			65分以上70分未満+前後各5分		4,040円												
			70分以上75分未満+前後各5分		4,350円												
	期末手当 勤勉手当	あり（ただし、年度内の任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者（※）に限る。） ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 (1)任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 (2)任用期間において、月ごとに平均した週あたり勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者 ・1週間当たりの勤務時間の計算は、一般職非常勤職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条によります（1週間の基本的な時間割において受け持つ授業時間数とは異なります。） ・社会保険加入対象者でも期末・勤勉手当の支給対象にならない場合があります。															
交通費	通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき行います。																
昇給	なし																
退職手当	なし																
支払日	月の1日からその月の末日までの間における授業時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日に当たるときはその直前の金融機関営業日）に支給されます。																
勤務時間休暇等	・勤務時間 担当する教科の授業時間割（付随する準備や評価の時間として授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分。）に応じて勤務。																
	・時間外勤務 なし																
	・休暇 1 年次有給休暇 6月を超える任用予定期間の定めにより勤務する者に対し、定められた任用期間において、原則として、次の表のとおり年次有給休暇を付与します。																
	<table><tr><td>1週間あたりの勤務日数</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>年次有給休暇日数</td><td>10日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>1日</td></tr></table>						1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日												
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日												
保険等	時間単位年休 有（取得単位は授業時間単位）																
	2 その他の休暇 ○ 有給（災害、服喪、結婚、産前産後休暇 等） ○ 無給（ドナー、介護休暇 等）																
	※任用期間、1週間あたりの勤務時間、1週間あたりの勤務日の日数、年あたりの勤務日の日数、継続勤務年数に応じて付与																
	※詳細は、大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則第12条～第14条、大阪府公立学校一般職非常勤職員の休暇等の取扱要綱等を参照。																
保険等	【社会保険(健康保険、厚生年金保険)】 原則適用はありませんので、ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになりますが、下記の要件に該当する場合、健康保険(公立学校共済組合) (※)及び一般厚生年金(日本年金機構)が適用されます。																
	(※)社会保険加入要件を満たした場合において、適用日の前日まで任意継続制度に加入していた場合は、任意継続組合員の退会手続きが必要となります。退会手続きは、加入していた健康保険組合にお問い合わせください。また、任用期間終了後に公立学校共済組合大阪支部の任意継続組合員となるに																

	は、組合員期間(任意継続組合員であった期間は含みません)が1年と1日以上継続している必要があります。加入要件等については、下記のホームページよりご確認ください。 公立学校共済組合大阪支部のHP https://www.kouritu.or.jp/osaka/tetsuduki/kyosai/nini/kanyu/index.html ＜参考＞社会保険の適用範囲の拡大（令和4年9月2日公立阪第288号抜粋） ※令和4年10月1日以降の公立学校共済組合の加入要件は、社会保険と同様です。 <table border="1"> <tr> <td>労働時間</td><td>週の所定労働時間が20時間以上</td></tr> <tr> <td>勤務期間</td><td>継続して2ヶ月超の雇用見込み</td></tr> <tr> <td>適用除外</td><td>学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）</td></tr> </table> 【雇用保険】 雇用時に定めた1週間の基本的な時間割において受け持つ勤務時間が平均週20時間以上（授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含む）で、31日以上任用期間がある場合、適用となります。	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用見込み	適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）
労働時間	週の所定労働時間が20時間以上						
勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用見込み						
適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）						
災害補償	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。						
服 務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。						
任命権者	大阪府教育委員会						

注意事項

- 他府県や大阪市・堺市及び豊能地区などで登録されている方も登録できます。
- 採用は、登録の順番によらず、住所や教科などの諸条件によって決定します。
- 欠員が生じた場合、府立学校の場合は各府立学校の校長・准校長等より、市町村立学校の場合は各市町村教育委員会の教職員人事担当者より連絡いたします。
- 具体的な勤務条件は、採用時の勤務条件明示書により確認してください。
- 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。
- 標記の勤務条件等は、変更される場合があります。
 その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに職員の給与に関する条例、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、職員の退職手当に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の配偶者同行休業に関する条例、非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例、大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の関係法令により定められていますので、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に確認してください。
- 登録内容は、講師任用を目的として、大阪府内の公立学校を所管する教育委員会の教職員人事担当者、府立学校長及び准校長が参照します。
 また、参照に際し、大阪府が設置した専用の電子情報網を使用することがあります。
- 登録以後の一連の手続きは講師としての採用に係る選考を兼ねています。
- 登録の削除希望や、登録内容に変更が生じた場合は、インターネット申込入力等により、速やかに教職員人事課までご連絡ください。
 また、大阪府公立学校教員採用選考テストに合格し、採用された場合、登録を抹消する必要があります。
- 第一希望の「校種」「教科」の変更はできません。変更する場合は、現登録を抹消して改めて登録が必要です。

登録区分

登録申し込み時点で以下のア又はイに該当する場合をA登録、それ以外の場合をB登録とします。
 該当する区分で、講師登録してください。

ア 公立学校における講師等^{（注1）}としての実務経験^{（注2）}が、登録者となる年度の前年度末から遡って5年の間に、通算24月^{（注3）}以上ある場合

（注1）講師等とは、講師、養護助教諭、臨時講師、任期付講師、非常勤講師などをいいます。

(注2) 校種・教科の別は問いません。

(注3) 申請する時点で、登録者となる年度の前年度の末日までの期間で任用されている場合は、その期間を積算することができます。なお、1日でも勤務のある月は、1月として計算します。

イ 公立学校で正規職員としての教諭・養護教諭歴を有する場合

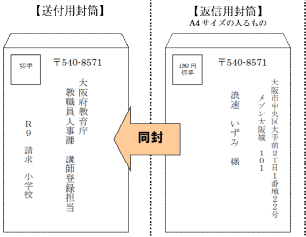
登録の有効期間と更新

- (1) 登録有効期間は令和9年4月1日～令和11年3月31日です。
 - (2) 有効期間内に大阪府教育委員会に講師等として採用された場合は、次の2年度間の登録を自動更新します。(新たに登録は必要ありません。)
 - (3) 自動更新は、A登録者はA登録、B登録者はB登録として更新されます。
 - (4) B登録者がA登録の要件を満たした場合、本人の申し出により次年度当初に新たにA登録の申し込みを行うことができます。(改めて登録が必要です。)
- ただし、年度途中でB登録からA登録へ移行することはできません。

申し込みの方法

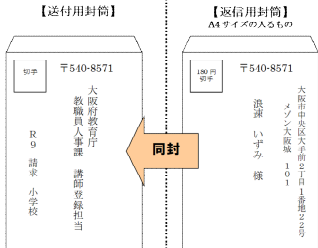
【申込書の入手】

※原則、ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロード	大阪府ホームページ「令和9年度の講師登録について」 URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/koushitouroku/
郵送による請求	【請求方法】 ・宛先を明記の上、赤字で「R9 請求 ○○(第1希望校種)」と記入してください。 (例)「R9 請求 小学校」 ・次の①②を同封し、下記まで送付してください。 ①180円切手を貼り付けたA4用紙が入る返信用封筒(角形2号以上「規格内サイズに限る」) ②氏名、電話番号を記入した書面 【送付先】 〒540-8571 (住所不要) 大阪府教育庁 教職員人事課 講師登録担当 
窓口での配布	大阪府庁 別館5階 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 住 所: 大阪市中央区大手前3丁目2-12 最寄り駅: Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」3番出口から約400m Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A番出口から約270m

【申込書の受付】

※原則、インターネット申請によりお申し込みください。

インターネットでの受付	【受付方法】 講師登録インターネット申込入力(外部サイト)から登録してください。 右の二次元コードを読み取ることで、講師希望者登録のサイトが閲覧できます。 【注意点】 ・インターネット申込入力の前に、「講師制度の概要」を、必ず、お読みください。 
郵送での受付	【送付方法】 ・宛先を明記し、赤字で「R9 申込書在中 ○○(第1希望校種)」と記入してください。 (例)「R9 申込書在中 小学校」 ・110円切手を貼り付けた返信用封筒(定形)を同封し、下記まで送付してください。 【送付先】 〒540-8571 (住所不要) 大阪府教育庁 教職員人事課 講師登録担当 【申込書記入時の注意事項】 ・漏れなく記入し、写真を貼り付けてください。 

窓口での受付	【受付場所】 大阪府庁 別館5階 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 【受付時間】 午前9時 30 分～午後5時 00 分(週休日・休日を除く) 【注意点】 写真を忘れずに持参の上、窓口までお越しください。
登録有効期間	令和9年4月1日～令和 11 年3月 31 日 (自動更新制度有り)

《問合せ先》

■ 府民お問合せセンター「ピピっとライン」

電話：０６－６９１０－８００１（平日：午前9時～午後6時 土日祝日、年末年始休み）

FAX：０６－６９１０－８００５（24 時間受付）

《教員免許更新制の発展的解消》

教員免許更新制の発展的解消

○教育職員免許法の一部を改正する法律が令和 4 年 7 月 1 日に施行され、教員免許更新制は解消されました。

教員免許状の取扱いについて

○法施行日（令和 4 年 7 月 1 日）時点で有効な教員免許状は手続きなく有効期限のない免許状となります。

○法施行日（令和 4 年 7 月 1 日）前に有効期限を超過した教員免許状はケースによって取扱いが異なります。

【旧免許状所持者】（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状を所持している方）

有効期限の日に現職の教員等でなかった場合（休眠）は、所持する免許状は手続きなく、有効期限のない免許状となります。

一方、有効期限の日に現職の教員等であった場合は、免許状が失効となり、都道府県教育委員会へ再度授与申請をすることで、有効な免許状を取得することが可能となります。

【新免許状所持者】（平成 21 年 4 月 1 日以後に初めて授与された教員免許状を所持している方）

法施行日（令和 4 年 7 月 1 日）前に有効期限を超過した場合、免許状は失効となり、都道府県教育委員会へ再度授与申請をすることで、有効な免許状を取得することが可能となります。

免許状の取扱いや再授与申請等の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

- 令和 4 年 7 月 1 日以降の教員免許状の扱いについて（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/content/20221028-mxt_kyoikujinzai02-100002420_3.pdf
- 教員免許更新制の発展的解消について（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/0180100/kyoshokuink/koushihaishi/index.html>
- 令和 4 年 7 月 1 日以降の教員免許状の取扱いについて（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/10650/menkyojoutoriatukai.pdf>
- 旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/10650/warhuri.pdf>
- 教員免許状、更新等証明書の例（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/10650/menkyojourei.pdf>
- 教員免許状再授与申請（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/0180100/kyoshokuink/saizyuyo/index.html>

求職者等へのハラスメントに関する相談窓口について

大阪府教育委員会では、誰もが安心して求職活動等を行える環境を整備することを目的として、求職者等へのハラスメントに関する相談窓口を設けています。

大阪府公立学校の講師採用選考や採用・登録説明会への参加等において、ハラスメントに関するご不安やお気づきの点がございましたら、下記相談窓口あてご相談ください。

- 教職員採用（大阪府 HP）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkakyouiku/gakkoukyouiku/kyoushokuinsaiyou/index.html>

＜登録申込書等の記入要領＞

1. 一般的注意事項

- (1) ※印以外の項目は、すべて記入してください。
- (2) 記入を間違った場合は、——で消して、訂正してください。
- (3) 教員免許状を有しない校種（支援学校を除く）・教科については、登録できません。

2. 申込書関係

(表面左側) 記入例 11ページ

- (1) 第1希望校種 ※第一希望校種は所有する免許状でしか登録できません。（支援学校を第一希望とする場合を除く）

小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）は「小」、中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）は「中」、高等学校は「高」、養護教諭は「養教」、支援学校は「支」と省略して記入してください。

（栄養教諭の登録は行っておりません。小・中・義務教育学校の臨時教師として勤務されたい場合は各市町村にお問い合わせ下さい。）

- (2) 教科（小学校、養護教諭又は支援学校小学部を希望する場合は空白です。）

【登録できる教科】

校 種	中学校 「中」	高等学校 「高」		支援学校 「支」		
				中学部	高等部	自立活動
教 科	国語	国語	家庭	国語	国語	自立活動
	社会	地理歴史	農業	社会	社会	
	数学	公民	工業	数学	数学	
	理科	数学	工業実習	理科	理科	
	音楽	理科	商業	音楽	音楽	
	美術	音楽	英語	美術	美術	
	保健体育	美術	その他外国語	保健体育	保健体育	
	技術	工芸	看護	技術	家庭	
	家庭	書道	情報	家庭	英語	
	英語	保健体育	福祉	英語	その他	

- (3) 希望登録区分

・A、Bどちらかを○で囲んでください。（登録区分の詳細は6ページをご参照ください。）

- (4) 氏名(本名)及び氏名(旧姓・改名前氏名)

・日本国籍を有しない人は、本名を記入してください。
（旧姓・改名前氏名等あれば、そちらも記入してください。）

- (5) 住所

・令和9年4月以降の住所及び鉄道最寄り駅を記入してください。
（ただし、登録時点で令和9年4月以降の住所が確定していない場合は、登録時点の現住所を記入してください。）

- (6) 学歴

・高等学校以降の卒業、修了した学歴（通信を含む）をすべて記入してください。

- (7) 刑罰及び処分歴

・刑罰等について有・無いいずれかにレ点でチェックしてください。
（有の場合、その処分年月日と内容及び理由を記入してください。）

- (8) ①公立学校での教員歴(国立・私立を除く)

・公立学校での正規教員としての勤務歴が対象になります。
・最終勤務校名のみを記入し、正規教員として勤務した期間を記入してください。
・始期・終期について、1月のうちで1日でも勤務していればその月を含めて記入してください。

- (9) ②過去5年間の公立学校臨時教員歴

（国立・私立を除く）

・公立学校での臨時教員としての勤務歴が対象になります。
・臨時的任用の講師・養護助教諭・任期付採用の講師・養護助教諭、非常勤講師等の勤務歴が対象になります。
・令和9年4月1日時点で過去5年間の勤務歴を記入してください。（一番新しい勤務歴から順に記入してください。）
・勤務の始期・終期について、1月のうちで1日でも勤務していればその月を含めて記入してください。
・また、勤務期間については、1日でも勤務している日を含む月は1月として、勤務期間の月数を積算してください。
・同月内に複数の学校に勤務していた場合は、当該月は1月として計算してください。
・勤務期間の月数の計を求める際、同一月を重複して積算しないでください。
・過去5年間に勤務歴がない場合は勤務期間月数計を「00」と記入してください。

- (10) 特記事項(自己PRや志望動機など)
- ・私学・塾での教員(講師)歴を含むその他職歴、特技、資格、日本語指導の経験があるなど登録するにあたって特にPRしたい事項、志望動機などがあれば自由に記入してください。

(裏面) 記入例 12ページ

- (1) 登録希望内容
- ①希望職種 【希望する職種一つだけ○をつける】欄に1つ○を記入してください。
 - ②希望校種 【希望する順位を記入】欄に希望する校種の順位(最大4番目まで)を記入してください。
 - ③希望教科 複数の教員免許状をお持ちの方は、勤務を希望する教科を第2希望から第4希望まで記入してください。
 - ④希望科目
所有免許状欄に高等学校の「地理歴史」「公民」「理科」「工業」「その他外国語」を記入した人は、担当できる科目名を14ページ「電算コード表」の「(B) 免許コード」「(B-3) 科目」欄を参照し、希望順位で左側から記載してください。
例：日本史、世界史、倫理、物理、化学、機械、電気、工業化学、韓国・朝鮮語など。
 - ⑤勤務希望地区
◎小学校、中学校、養護教諭(小学校・中学校)を第1希望校種にされた方
勤務を希望する地区名を下の一覧表の中から選択し、希望順位ごとに記入してください。ただし、「大阪市」のみの場合は受付できません。

各地区内の市町村名一覧表 [小学校、中学校、養護教諭(小・中)]

地区名	コード	地区内の市町村
三島	60	吹田、高槻、茨木、摂津、島本
北河内	66	守口、枚方、寝屋川、大東、門真、四條畷、交野
中河内	65	東大阪、八尾、柏原
南河内	64	富田林(*)、河内長野、松原、羽曳野、藤井寺、大阪狭山、太子、河南、千早赤阪
泉北	62	泉大津、和泉、高石、忠岡
泉南	63	岸和田、貝塚、泉佐野、泉南、阪南、熊取、田尻、岬
大阪市	67	大阪府立咲くやこの花中学校のみ
どこでも可能	99	勤務地にこだわらない方

(*)大阪府立富田林中学校を含みます。

- ◎高等学校、支援学校、養護教諭(高等学校・支援学校)を第1希望校種にされた方
勤務を希望する地区名を下の一覧表の中から選択し、希望順位ごとに記入してください。
(地区内の市町村名は、上記の小学校、中学校、養護教諭用の欄を参考にしてください。)

各地区内の高等学校・支援学校一覧表 [令和9年4月1日見込]

地区名	コード	地区内の学校	
		高等学校	支援学校
豊能	61	池田、渋谷、豊中、豊中高校能勢分校、桜塚☆、豊島、刀根山、箕面、千里青雲、箕面東、園芸	刀根山支援、豊中支援、箕面支援
三島	60	春日丘☆、茨木、茨木西、北摂つばさ、福井、吹田、吹田東、北千里、三島、山田、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、槻の木、茨木工科☆、千里	吹田支援、摂津支援、とりかい高等支援、茨木支援、高槻支援
北河内	66	四條畷、寝屋川☆、北かわち阜が丘、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方なぎさ、枚方津田、守口東、門真西、門真なみはや、緑風冠、野崎、交野、芦間、いちりつ	交野支援、交野支援四條畷、守口支援、寝屋川支援、枚方支援、むらの高等支援
中河内	65	布施☆、花園、布施北、山本、八尾、八尾翠翔、枚岡樟風、八尾北、東大阪みらい工科、みどり清明、東大阪市立日新	東大阪支援、八尾支援、たまがわ高等支援
南河内	64	生野、大塚、河南、富田林(*)、金剛、長野、藤井寺、狭山、松原、藤井寺工科☆、懐風館	藤井寺支援、富田林支援、羽曳野支援、西浦支援
泉北	62	登美丘、泉陽、三国丘☆、鳳、金岡、東百舌鳥、堺西、成美、福泉、堺上、泉大津、伯太、信太、高石、堺東、和泉総合☆、堺工科☆、泉北、農芸	堺聴覚支援、堺支援、和泉支援、だいせん聴覚高等支援、泉北高等支援
泉南	63	和泉、岸和田、久米田、佐野、日根野、貝塚南、岬、貝塚、佐野工科☆、りんくう翔南、岸和田市立産業☆	岸和田支援、佐野支援、泉南支援、すながわ高等支援
大阪市内	67	北野、東淀川、淀川清流、柴島、大手前☆、旭、港、市岡、大正白稜、成城☆、西野田工科、淀川工科、清水谷、高津、夕陽丘、大阪わかば◆、西成、天王寺、阿倍野、東住吉、阪南、今宮、長吉、桃谷★、東住吉総合、今宮工科☆、港南造形、住吉、教育センター附属、桜宮、東、汎愛、大阪ビジネスフロンティア、淀商業、鶴見商業、住吉商業、都島工業☆、泉尾工業、東淀工業、工芸☆、咲くやこの花(*)、桜和、中央◆	中津支援、大阪北視覚支援、西淀川支援、出来島支援、東淀川支援、中央聴覚支援、思斉支援、光陽支援、生野聴覚支援、大阪南視覚支援、難波支援、生野支援、住之江支援、平野支援、東住吉支援、なにわ高等支援、堺支援大手前分校
どこでも可能	99	勤務地にこだわらない方	

・ ☆は、全日制の他に定時制の課程があり、★は、定時制と通信制の課程があり、◆は、定時制の課程のみであることを表しています。
・ (*)中学校を含みます。

(2)所有免許状

- ・「1」には、第一希望の「校種」「教科」の免許状を記入してください。
- ・「2」以降には、「1」以外の所有するすべての免許状を記入してください。
- ・「校種」「教科」欄：14ページの「電算コード表」「(B) 免許コード」校種・教科より記入してください。

高等学校の免許状について、2級は「1種」に、1級は「専修」に読み替えます。
高等学校以外の免許状については、2級は「2種」、1級は「1種」に読み替えますので、ご注意ください。

- ・免許状を既にお持ちの方は、「取得」を、免許状取得見込みの方は、「取得見込」を○で囲んでください。
なお、免許取得見込みでの登録受付は令和9年3月31日までの期間のみです。
- ・令和4年7月1日以降に免許状を取得された方は、免許状の有効期間の満了日又は修了確認期限欄は空白にしてください。

(3)登録にあたって

- ・記載の事項をよく読み、相違ないことを確認のうえで署名してください。

(4)臨時免許状の制度の活用について

- ・臨時免許状制度の活用を希望する場合は「希望する」に丸を、希望しない場合は「希望しない」に丸をつけてください。
臨時免許状制度の概要については、「臨時免許状制度の概要について」をご確認ください。

(表面右上)

3. 登録票

氏名（フリガナ）、生年月日を記入してください。

- ・日本国籍を有しない人については、本名を記入してください。

(表面右下) 記入例 13ページ

4. 電算入力票関係

「電算コード表」(14ページ)を参照して記入してください。

※は教育委員会で記入する部分です。記入しないでください。

- (1) 性別(28欄)は、男性は「M」、女性は「W」を○で囲んでください。
- (2) 生年月日(29欄)は、昭和生まれの方は「S」、平成生まれの方は「H」を○で囲んでください。
- (3) 住所コード欄(43～47欄)は、電算コード表の「(A) 住所コード」を参照して記入してください。
- (4) 所有免許状については、免許状1枚ごと(69～74欄で1枚分です。)に校種・教科、種類のコードを記入してください。
(1番：69～74欄, 2番：75～80欄, 3番：81～86欄, 4番：87～92欄)
 - ・記入するコードは、電算コード表の「(B) 免許コード」「(B-1) 校種・教科」の校種・教科、「(B-2) 種類」を参照し記入してください。
 - ・高等学校の地理歴史、公民、理科、工業、その他外国語の登録申込みをする方は、電算コード表「(B) 免許コード」「(B-3) 科目」のコードを参照して、裏面「登録希望内容」で担当できる科目(系)として記入した順に並べてコードを記入してください。(72～74欄など)
- (5) 希望職種欄(93欄)については、裏面の「登録希望内容」「希望職種」で1つ○を記入した職種を、電算コード表の「(C) 希望職種コード」を参照し記入してください。
- (6) 希望校種欄(94～97欄)については、裏面の「登録希望内容」「希望校種」で記入した校種を、電算コード表の「(D) 希望校種コード」を参照し、希望順位の高いものから記入してください。
- (7) 希望地区(98～99欄など)については、裏面の「登録希望内容」「勤務希望地区」で記入した内容を、電算コード表の「(E) 希望地区コード」を参照し、希望順位の高いものから記入してください。
- (8) 勤務期間月数計は、表面左側②過去5年間の公立学校臨時教員歴で記入した勤務期間月数の計の月数を記入してください。
過去5年間に勤務歴がない場合は勤務期間月数計を「00」と記入してください。

[表面左側]

記入例

提出する日を記入してください。

令和9年度大阪府内公立学校講師希望者登録申込書

申込日 (令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日)		旧姓・改名前氏名等あれば記載してください。		※整理番号		V		記入しないでください	
第1希望校種	高	教科	ナリ イズミ	フリガナ	ナリ イズミ	性別	生年月日 (令和10年4月1日現在の年齢)		
氏名 (本名)	浪速 いずみ		氏名 (旧姓・改名前氏名)	大阪 いずみ		男	61年 7月 15日 (41歳)		
〒 540-8571		(最寄り駅)		大阪メトロ谷町線		谷町四丁目駅			
住所を記入		中央区大手前3丁目2-12		携帯番号 (090) - (1234) - (5678)		電話番号 (06) - (6941) - (6351)		e-mail (naniwa_izumi@box.pref.osaka.lg.jp)	
卒業、修了したものを記入してください。		歴		高等学校以降の学歴 (通信を含む) を全て記入してください		日中連絡が可能な電話番号、e-mailを必ず記入してください。		概ね6ヶ月以内の写真 (4cm×3cm)	
入学年月	見込) 年月	学 校 名		普通 学科		刑罰等の有無について、いずれかに☑をしてください。		■写真の裏面に氏名を記入	
H13・4	H16・3	大阪府立〇〇		高等学校					
H16・4	H20・3	△△大学		社会 科					
H21・4	H23・3	▲▲教育大学		教育 科					
刑罰及び処分歴について 該当する口に☑を入れてください。									
刑罰・処分歴		☑有・☐無		年 月 日		刑罰・処分の内容及び理由			
				平成24年6月21日		懲戒免職処分・交通事故			
刑罰・処分歴欄には、罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分や分限処分を受けたことの有無について、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容及び理由 (例：児童に対するわいせつ行為) を記入すること。始期と終期については「有」の通算を記入して下さい。									
①公立学校での教員歴 (国立・私立を除く)									
過去に正式採用されていれば最終勤務校名を記入してください。		学校		始期		終期		勤務期間	
				年 月		年 月		年 月	
②過去5年間の公立学校臨時教員歴 (臨時の任用の講師・臨時講師・養護助教諭、育児休業任期付講師、非常勤講師等) (国立・私立を除く)									
学校名		職・補職名		始期		終期		勤務期間	
R4.4.1からR9.3.31までの公立学校臨時教員歴を記入してください。		学校		講師		H(○) ○年 4月		H(○) ○年 3月	
兵庫県立▲▲中		学校		臨時講師		H(○) ○年 4月		H(○) ○年 3月	
大阪府立●●高等		学校		非常勤講師		H(○) ○年 5月		H(○) ○年 7月	
大阪府立△△高等		学校		非常勤講師		H(○) ○年 5月		H(○) ○年 7月	
同一校勤務で学期間雇用等により長期休業期間中など雇用しない月がある場合は、1行に年・月を2段書きし、記入してください。									
学校		H・R		年 月		年 月		勤務期間月数の計	
								52 月	
勤務期間の月数の計を求めるとき、同一月を重複して積算しないでください。※この期間の月数は、すでに●●高等学校で計上されているので、△△高等学校の勤務期間は記入しないことになります。									
勤務歴がない場合は、空白にせず「00」と記入してください。									
文化系									
期 間		令和 年 月 ~ 頃まで		担当時間数		1週あたり		非常勤講師を希望される場合はできる限り詳しく記入してください。	
【希望者のみ】				【非常勤講師希望者のみ】					
勤務が可能な曜日・時間帯		月曜日		火曜日		水曜日		木曜日	
【非常勤講師希望者のみ】		午前 午後		午前 午後		午前 午後		午前 午後	
■該当箇所に○を記入してください									
第1希望で保健体育を希望した人は、専門種目名を記入してください		①		保健体育を第1希望教科にした人は必ず1つ以上記入		③		④	
特記事項 (自己PRや志望動機など)		日本語指導の経験有 ☐		任用予定有 ☐ (予定)					
私学・塾での教員 (講師) 歴を含むその他職歴、特技、資格など登録するにあたって特にPRしたい事項、志望動機などがあれば自由に記入		日本語指導の経験があれば☑をしてください		任用の予定があれば☑のうえ、()内に高等学校・支援学校であれば任用予定校を、小中学校であれば任用予定市町村を記入してください。					
英検○級、管理栄養士などの資格があれば記入									
資 格 等									

■必ず裏面及び電算入力票も記入してください

【裏面】

希望する職種等の一つにだけ○をつける

登録希望内容	希望職種	職種	1 非常勤講師	2 常勤講師 (産休臨時講師等)	4 どれでも可能	
	希望校種	校種	1 小学校 2 中学校	3 全日制 4 定時制 5 通信制	7 視覚支援 8 聴覚支援 9 支援	
	希望教科	第2希望	第3希望	希望順する校種の順位を記入 (最大4番目まで) ※全て埋める必要はありません。		
	希望科目	【所有免許状欄に高等学校の「地理歴史」「公民」「理科」「工業」「その他外国語」を記入した人は、担当できる科目名を希望順に記載してください】				
	勤務希望地区	■小学校・中学校・養護教諭 (小学校・中学校) 希望者【P9「各地区内の市町村名一覧表」から選択】				
	勤務希望地区	■高等学校・支援学校、養護教諭 (高等学校、支援学校) 希望者【P9「各学区内の学校名一覧表」から選択】				

所有免許状	■希望する「校種」「教科」の免許状は必ず記入してください					
	校種	教科	種類 (○で囲む)	授	免許状等に記載の「平成」は「令和」に読替えて、記入してください。また、有効期限のない免許状の場合は空欄で構いません。	
	1 高等学校		専修・1種・2種 S・H・R	22	令和 年 月 日	教育委員会
	2 小学校		専修・1種・2種 S・H・R	22 年 3 月 31 日	令和 12 年 3 月 31 日	教育委員会
	中学校		専修・1種・2種 S・H・R	22 年 3 月 31 日	令和 12 年 3 月 31 日	教育委員会
			専修・1種・2種 S・H・R	年 月 日	令和 12 年 3 月 31 日	教育委員会

第一希望「校種」「教科」の免許状は、「1」に必ず記入してください。「2」以降には、所有するすべての免許状を記入してください。

第9条に該当していません。

※1 学校教育法第9条第一号の「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、次の方も含まれます。
 ①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者
 ②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく10年を経過するまでの間の期間にある者
 ※2 刑法等の一部を改正する法律 (令和4年法律第67号) 及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和4年法律第68号) の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ (※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。)、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。
 2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外) に該当していません。
 3 令和8年12月25日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号) 第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者に該当していません。

記載の事項に該当のない旨を確認して、署名をしてください。

確認したうえで、申し込みます。

令和 年 月 日 氏名

臨時免許状制度の活用について

希望する ・ 希望しない

■取得見込での登録受付は、令和9年3月31日までの期間のみ

【電算入力票記入例】

高等学校 地理歴史(世界史)希望者の場合

登録希望内容	■小学校・中学校・養護教諭(小学校・中学校)希望者【P.9「各地区内の市町村名一覧表」から選択】						
	① 北河内 地区	② 三島 地区	③ 地区	④ 地区			
	■高等学校・支援学校・養護教諭(高等学校・支援学校)希望者【P.9「各学区内の学校名一覧表」から選択】						
	① 三島 地区	② 北河内 地区	③ 豊能 地区	④ 大阪市内 地区			
所有免許状	希望する「校種」「教科」の免許状は必ず		倫理	授与年月日	免許状授与権者		
	校種	教科	種別(○で囲む)				
	●第1希望の「校種」「教科」の免許状について記入してください						
	1	高等学校	教諭	地理歴史	専修・1種 ・2種	20 年 3 月 31 日 取得 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限 令和 12 年 3 月 31 日	大阪府 教育委員会
刑罰・処分	●上記「1」以外の「校種」「教科」の免許状について記入してください(希望する校種・教科のみ)						
	2	小学校	教諭		専修・1種 ・2種	23 年 3 月 31 日 取得 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限 令和 12 年 3 月 31 日	大阪府 教育委員会
	3	中学校	教諭	社会	専修・1種 ・2種	23 年 3 月 31 日 取得 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限 令和 12 年 3 月 31 日	大阪府 教育委員会
		高等学校	教諭	公民	専修・1種 ・2種	23 年 3 月 31 日 取得 免許状の有効期間の満了日 又は修了確認期限 令和 12 年 3 月 31 日	大阪府 教育委員会

第1希望校種の希望順位順に(E)希望地区コードを記入

記入した順番に(B)免許コードの(B-1)校種・教科コードを記入してください。

電算入力票																											
※ 登録区分												記入しないでください。															
カナ氏名	ナニワ	イズミ																									
漢字氏名	浪速 いずみ																										
郵便番号	5	4	0	8	5	7	1	住所コード		2	7	1	2	8													
住所	大阪 都道府県 大阪 市区町村 中央区大手前3丁目2-12																										
電話番号	左詰めで記入してください																										
希望職種コード(C)	4																										
希望校種コード(D)	3																										
希望地区コード(E)	6 0 6 6 6 1 6 7																										
勤務期間月数コード(F)	4 0																										

男性は「M」、女性は「W」に○印。

昭和は「S」、平成は「H」に○印。

14ページ電算コード表の(A)住所コードを参照して記入してください。コード表に記載がない場合は何も記入しないでください。

左から順に、高校全、中学校、高校定、小学校

校種・教科のコードが「53」「61」「65」「66」「67」の場合は、必ず(B-3)科目コードを記入し

表面左側の勤務期間月数の計を記入してください。勤務歴がない場合は「00」と記入してください。

○をつけた職種のコードを記入してください

希望順位順に(B-3)科目コードを記入してください。

1位から順に(D)希望校種コードを記入してください

希望職種	職種	1 非常勤講師	2 常勤講師(産休臨時講師等)	4 どれでも可能					
希望校種	校種	1 小学校	2 中学校	3 全日制	4 定時制	5 通信制	7 視覚支援	8 聴覚支援	9 支援
希望教科	希望順位	4	2	1	3				
希望科目	第1希望	世界史 政治・経済	第2希望	日本史 倫理	第3希望	地理			

電算コード表(令和9年度登録用)

(A)住所コード

【大阪府】		三島郡		【奈良県】	
大阪市		島本町	27301	奈良市	29201
都島区	27102	豊能郡		大和高田市	29202
福島区	27103	豊能町	27321	大和郡山市	29203
此花区	27104	能勢町	27322	天理市	29204
西区	27106	泉北郡		橿原市	29205
港区	27107	志岡町	27341		
		泉南郡		桜井市	29206
大正区	27108	熊取町	27361	五條市	29207
天王寺区	27109	田尻町	27362	御所市	29208
浪速区	27111	岬町	27366	生駒市	29209
西淀川区	27113	南河内郡		香芝市	29210
東淀川区	27114	太子町	27381		
		河南町	27382	葛城市	29211
東成区	27115	千早赤阪村	27383	宇陀市	29212
生野区	27116	【兵庫県】			
旭区	27117	神戸市		山辺郡	
城東区	27118	東灘区	28101	山添村	29322
阿倍野区	27119	灘区	28102	生駒郡	
		兵庫区	28105	平群町	29342
住吉区	27120	長田区	28106	三郷町	29343
東住吉区	27121	須磨区	28107	斑鳩町	29344
西成区	27122			安堵町	29345
淀川区	27123	垂水区	28108	磯城郡	
鶴見区	27124	北区	28109	川西町	29361
		中央区	28110	三宅町	29362
住之江区	27125	西区	28111	田原本町	29363
平野区	27126			高市郡	
北区	27127	姫路市	28201	高取町	29401
中央区	27128	尼崎市	28202	明日香村	29402
		明石市	28203	北葛城郡	
堺市		西宮市	28204	上牧町	29424
堺区	27141	洲本市	28205	王寺町	29425
中区	27142			広陵町	29426
東区	27143	芦屋市	28206	河合町	29427
西区	27144	伊丹市	28207	吉野郡	
南区	27145	豊岡市	28209	吉野町	29441
北区	27146	宝塚市	28214	大淀町	29442
美原区	27147	三木市	28215	下市町	29443
				黒滝村	29444
岸和田市	27202	川西市	28217	上記以外の	
豊中市	27203	三田市	28219	奈良県	29999
池田市	27204	南あわじ市	28224		
吹田市	27205	【和歌山県】			
泉大津市	27206	川辺郡		和歌山市	30201
		猪名川町	28301	海南市	30202
高槻市	27207	上記以外の		橋本市	30203
貝塚市	27208	兵庫県	28999	紀の川市	30208
守口市	27209			岩出市	30209
枚方市	27210	【京都府】			
茨木市	27211	京都市			
		北区	26101		
八尾市	27212	上京区	26102	伊都郡	
泉佐野市	27213	左京区	26103	かつらぎ町	30341
富田林市	27214	中京区	26104	九度山町	30343
寝屋川市	27215	東山区	26105	高野町	30344
河内長野市	27216			上記以外の	
		下京区	26106	和歌山県	30999
松原市	27217	南区	26107		
大東市	27218	右京区	26108	【滋賀県】	
和泉市	27219	伏見区	26109	大津市	25201
箕面市	27220			近江八幡市	25204
柏原市	27221	山科区	26110	草津市	25206
		西京区	26111	守山市	25207
羽曳野市	27222			栗東市	25208
門真市	27223	宇治市	26204	野州市	25210
摂津市	27224	亀岡市	26206	高島市	25212
高石市	27225	城陽市	26207		
藤井寺市	27226	向日市	26208	蒲生郡	
		長岡京市	26209	竜王町	25384
東大阪市	27227	八幡市	26210	上記以外の	
泉南市	27228	京田辺市	26211	滋賀県	25999
四條畷市	27229	南丹市	26213		
交野市	27230	木津川市	26214		
				【三重県】	
大阪狭山市	27231	乙訓郡		津市	24201
阪南市	27232	大山崎町	26303	名張市	24208
		久世町		伊賀市	24216
		久御山町	26322	上記以外の	
		綴喜郡		三重県	24999
		井手町	26343		
		宇治田原町	26344	それ以外の都道府県	
		相楽郡		それ以外	空白
		精華町	26366		
		上記以外の			
		京都府	26999		

(B)免許コード

(B-1)校種・教科			(B-2)種類		
校種	教科	コード	校種	教科	コード
小学校		10	高等学校		
中学校			国語		50
国語		30	地理歴史		66
社会		31	公民		67
数学		32	数学		52
理科		33	理科		53
音楽		34	音楽		54
美術		35	美術		55
保健体育		36	工芸		56
技術		37	書道		57
家庭		38	保健体育		58
英語		39	家庭		59
特別支援学校 (盲・聾・養護学校)			農業		60
盲学校		91	工業		61
特別支援学校 (視覚障がい)		92	工業実習		68
ろう学校		92	商業		62
特別支援学校 (聴覚障がい)		93	英語		63
養護学校		93	その他 外国語		65
特別支援学校 (知的・肢体・病弱)		80	看護		64
特別支援学校 (知的)		81	情報		69
特別支援学校 (肢体)		82	福祉		70
特別支援学校 (病弱)		82	幼稚園		95
自立活動		94	養護教諭		90
養護教諭		90	その他		99
●高等学校 社会の免許をお持ちの方は、勤務を希望する「66」「67」のいずれか、または両方のコードを使用してください。 ●特別支援学校免許をお持ちの方で、知的・肢体・病弱全ての領域をお持ちの方は、「93」のコードを使用してください。			(B-3)科目		
			校種	科目	コード
			高校	地理歴史	
			日本史		1
			世界史		2
			地理		5
			高校	公民	
			倫理		3
			政治・経済		4
			高校	理科	
			物理		1
			化学		2
			生物		3
			地学		4
			高校	工業	
			機械		1
			電気		2
			工業化学		3
			建築		4
			土木		5
			工業デザイン		6
			高校	その他外国語	
			韓国・朝鮮語		1
			中国語		2
			ドイツ語		3
			フランス語		4
			その他		5

(C)希望職種コード

職種	コード
非常勤講師	1
常勤講師 (産休臨時講師等)	2
どれでも可能	4

(D)希望校種コード

校種	コード
小学校	1
中学校	2
高校・全日制 (CS I・II 部含む)	3
高校・定時制	4
高校・通信制	5
視覚支援学校	7
聴覚支援学校	8
支援学校	9

※CS=多部制単位制

(E)希望地区コード

希望	コード
豊能地区※	61
三島地区	60
北河内地区	66
中河内地区	65
南河内地区	64
泉北地区	62
泉南地区	63
大阪市内※	67
どこでも可能	99

※豊能地区・大阪市内は市町村立小中学校を除く

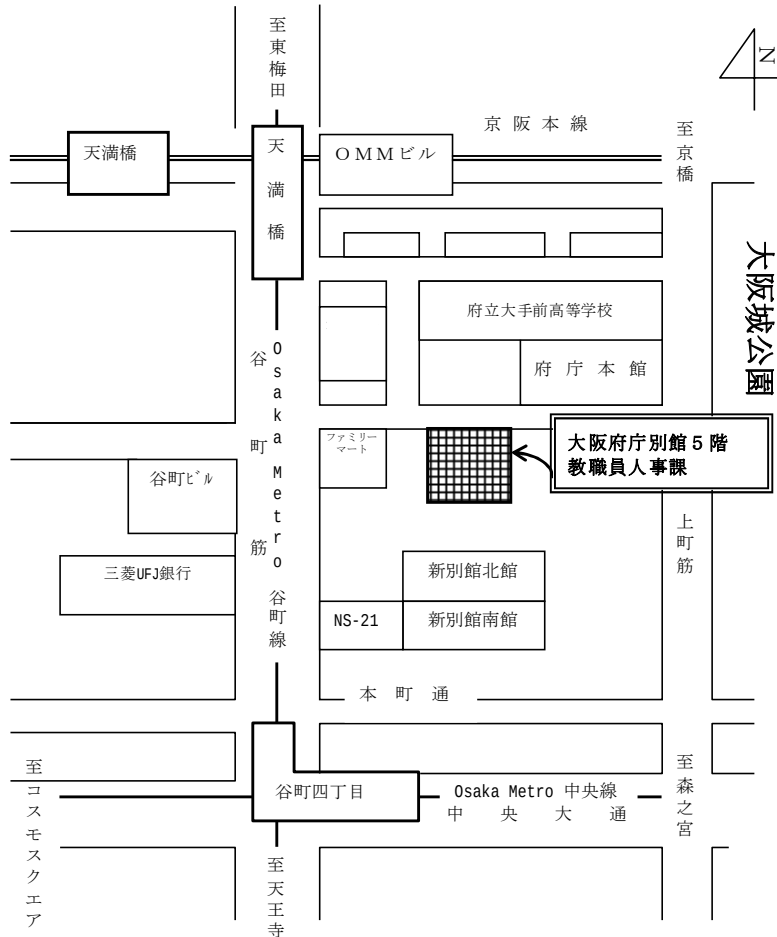
登録申込チェックリスト

登録は、登録申込書等を提出いただいた後、大阪府教育委員会が登録票を交付した時点で手続きが完了します。（登録申込書を提出しただけでは、登録されたことにはなりません。）

登録申込書及び電算入力票に、記入もれや記入ミスがあると登録できない場合がありますので、下記のチェックリストを参考に、記入した申込書等を再度確認してください。

項目	チェック
■ 共通事項	
・登録を希望する年度の用紙に記入していますか。	
・記入もれはありませんか。	
■ 登録申込書（表面）	
②過去5年間の 公立学校臨時 教員歴	・職・補職名を記入していますか。 ・始期、終期、勤務期間、勤務期間月数の計は正しいですか。 ・過去5年間に勤務歴がない場合、勤務期間月数の計に「00」を記入していますか。
・写真を貼付していますか。	
・非常勤講師を希望した方は、勤務が可能な曜日・時間帯に「○」印をつけていますか。	
・第1希望で保健体育を希望した方は、専門種目を記入していますか。	
■ 登録申込書（裏面）	
希望職種	・希望する職種に「○」印をつけていますか。
希望校種	・希望順位欄に希望する校種の順位を記入していますか。
希望教科	・複数の教員免許状をお持ちの方は、希望する教科を第2～4希望まで記入していますか。
教科科目	・高等学校を希望する方で、「地理歴史、公民、理科、工業、その他外国語」を登録申込する方は、担当できる科目名(P14「B-3」科目参照)を希望する順に左側から記入していますか。
勤務希望地区	・勤務を希望する地区名(P9参照)を記入していますか。
所有免許状	・「1」には、第一希望の「校種」「教科」の免許状について記入していますか。
	・「2」以降には「1」以外に勤務を希望する免許状について記入していますか。
	・取得年月日について記入していますか。
	・有効期間の満了日又は修了確認期限について記入していますか。
■ 登録票	
・太枠内(フリガナ・氏名・生年月日)は記入していますか。	
■ 電算入力票	
カナ氏名	・姓と名の間に1字スペースをあけていますか。
性別	・男性は「M」、女性は「W」を○で囲んでいますか。
免許(校種・教科)	・登録申込書(裏面)に記入した順に、校種・教科コード(P14)を記入していますか。
免許(科目)	・校種・教科コードが「53(理科)」「61(工業)」「65(その他外国語)」「66(地理歴史)」「67(公民)」の場合、科目コード(P14参照)を希望順に記入していますか。
	・高等学校「社会」の免許をお持ちの方は、勤務を希望する「66(地理歴史)」「67(公民)」のいずれか、または両方のコードを記入していますか。

《受付場所案内図:大阪府庁別館》



《問合せ先》■府民お問合せセンター ピピッとライン

電話：06-6910-8001（平日：午前9時～午後6時）

FAX：06-6910-8005（24時間受付）

〒540-8571 大阪市中央区大手前3丁目2-12

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課

電話：06-6941-0351（代表）

内線：3444（府立学校人事グループ）・・・高校、支援学校の担当

3446（小中学校人事グループ）・・・小・中・義務教育学校の担当

3448（採用グループ）

FAX：06-6944-6897

【最寄駅】

○Osaka Metro 谷町線・京阪「天満橋駅」から約400m

3番出口を出て谷町筋を南下し、谷町2交差点の信号を渡ってから東（左）に進むと、右側に大阪府庁別館の正面玄関出入口があります。

○Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」から約270m

1A出口を出て谷町筋を北上し、谷町2交差点を東（右）に進むと、右側に大阪府庁別館の正面玄関出入口があります。

詳しくは、大阪府ホームページに掲載している「大阪府庁別館への行き方」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location02.html> をご覧ください。

(参照条文)

地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）

(人の資格に関する経過措置)

第四四三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

(定義)

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

八 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。